

中国特殊（株）

吉本 龍太郎 様

山口県知事

村岡 嗣政



特定建設業の許可について（通知）

令和 7 年 11 月 12 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可（特－7）第 9931 号

許可の有効期間 令和 7 年 12 月 16 日から 令和 12 年 12 月 15 日まで

建設業の種類

土木工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

とび・土工工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 12 年 11 月 15 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

LW010

